

SOHO ACCOUNT規定 新旧対照表

旧	新
(新設)	<p data-bbox="821 219 981 241">第7条 規定の変更</p> <ol data-bbox="821 246 1444 436" style="list-style-type: none"><li data-bbox="821 246 1444 324">1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。<li data-bbox="821 329 1444 380">2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。<li data-bbox="821 385 1444 436">3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。